

改正案	現行
<p>(信託業の適用除外)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる行為であつて、信託の引受けに該当するものとする。</p> <p>一 弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他委任契約における受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為</p> <p>二 請負契約における請負人がその行う仕事に必要な費用に充てる目的で注文者から金銭の預託を受ける行為</p> <p>三 前二号に掲げる行為に準ずるものとして内閣府令で定める行為</p> <p>(受託者と密接な関係を有する者の範囲)</p> <p>第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 受託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）又は使用人</p> <p>二 受託者の子法人等</p>	<p>(新設)</p> <p>(受託者と密接な関係を有する者の範囲)</p> <p>第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 受託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）又は使用人</p> <p>二 受託者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のい</p>

れかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該受託者の株式又は出資に係る法第五条第五項に規定する議決権（ に掲げる者が信託会社、外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号において「信託業務を営む金融機関」という。）である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る法第五条第五項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該受託者の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権（以下単に「議決権」という。）の百分の五十を超えていること。

― 当該者

― 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第十四条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）

― 又は に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条及び第十四条において同じ。）

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第十四条において同じ。）及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第十四条において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第十四条において同じ。）及び使用人が、当該受託者の取締役若しくは執行役（これらに類する役員にある者を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 受託者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

三 受託者を子法人等とする親法人等

- 四 受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 受託者の関連法人等
- 六 受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該受託者に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該受託者

当該受託者の役員及び主要株主

に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の關係子法人等及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

（新設）

（新設）

（新設）

者を除く。)

七 受託者の特定個人株主

(新設)

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号及び第十二条の二第二項第八号において「法人等」という。)

(新設)

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の百分の五十を超え、議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2| 前項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主又は総出資者

(新設)

の議決権の百分の五十を超える対象議決権(第五条第五項に規定する対象議決権をいう。)を保有する個人をいう。

3| 第一項に規定する「親法人等」とは、他の法人等(会社、組合そ

(新設)

の他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる

機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、第一項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

4 | 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

（管理型信託会社等の登録の更新の申請期間）

第六条 法第七条第三項（法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する政令で定める期間は、法第七条第一項、第五十条の二第一項又は第五十四条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前日から二月前の日までとする。

（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）

（新設）

（管理型信託会社等の登録の更新の申請期間）

第六条 法第七条第三項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する政令で定める期間は、法第七条第一項又は第五十四条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前日から二月前の日までとする。

（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）

第七条 (略)

2| 法第五十条の二第二項において準用する法第七条第五項の手数料の額は、六万六千四百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあっては、六万六千二百円)とする。

3| 前二項の手数料は、法第八条第一項、第五十条の二第三項又は第五十四条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(信託会社等の営業保証金の額)

第九条 法第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(三) (略)

四| 法第五十条の二第一項の登録を受けた者 千万円

(信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容)

第十条 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受

第七条 (同上)

(新設)

2| 前項の手数料は、法第八条第一項又は第五十四条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(信託会社等の営業保証金の額)

第九条 法第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(三) (同上)

(新設)

(信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容)

第十条 信託会社、外国信託会社又は承認事業者(以下「信託会社

けた者又は承認事業者（以下「信託会社等」という。）は、法第十条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一〇三（略）

（信託会社等の営業保証金の取戻し）

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

- 一 信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店（法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」をいう。）、法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

等」という。）は、法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一〇三（同上）

（信託会社等の営業保証金の取戻し）

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

- 一 信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ・ロ (略)

八 法第四十五条第一項の規定により法第七条第一項、第五十条の第二項又は第五十二条第一項の登録が取り消された場合

二 法第四十六条第一項の規定により法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項、第五十条の第二項、第五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録がその効力を失った場合

ホ・ヘ (略)

2 (略)

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第十二条の二 法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該委託者の役員又は使用人

二 当該委託者の子法人等(第二条第三項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)

三 当該委託者を子法人等とする親法人等(第二条第三項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)

四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等(当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。)

五 当該委託者の関連法人等(第二条第四項に規定する関連法人等

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ・ロ (同上)

八 法第四十五条第一項の規定により法第七条第一項又は第五十条第一項の登録が取り消された場合

二 法第四十六条第一項の規定により法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録がその効力を失った場合

ホ・ヘ (同上)

2 (同上)

(新設)

- をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）
- 六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該委託者の特定個人株主（第二条第二項に規定する特定個人株主をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2| 法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。
- 一 当該受託者の役員又は使用人
- 二 当該受託者の子法人等
- 三 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該受託者の関連法人等
- 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該受託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）及び同号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 信託会社の子法人等

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 （同上）

二 信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該信託会社の株式又は出資に係る議決権（ に掲げる者が信託会社、外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該信託会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

三 信託会社を子法人等とする親法人等

当該者

当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員  
並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者  
の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に  
おける当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員で  
あつた者及び使用人が、当該信託会社の取締役若しくは執行役  
又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占め  
ていること。

三 信託会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲  
げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ ） に掲げ  
る者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産とし  
て所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益  
者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図するこ  
とができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主  
又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該信託会社

当該信託会社の役員及び主要株主

- 
- 四 信託会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該信託会社及び前二号に掲げる者を除く。）
  - 五 信託会社の関連法人等
  - 六 信託会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
  - 七 信託会社の特定個人株主
  - 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、信託会社を除く。以下この号において「法人等」という。）
    - イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- 

- に掲げる者の親族
  - に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員
  - から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員
  - に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員
  - イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。
  - （新設）
  - （新設）
  - （新設）
  - （新設）
-

□ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 信託会社が法第二十二條第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「信託会社」とあるのは、「信託会社から信託業務の委託を受けた者」とする。

(信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第四十一條第六項の規定において信託会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九百四十條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
	(略)	(略)	(略)

2 信託会社が法第二十二條第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項(第二号イを除く。)中「信託会社」とあるのは「信託会社から信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「信託会社の」とあるのは「信託会社から信託業務の委託を受けた者の」とする。

(信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第四十一條第六項の規定において信託会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九百四十條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
	(同上)	(同上)	(同上)

（多数の者が受益権を取得することができる場合）

第十五条の二 法第五十条の二第一項に規定する政令で定める人数は、五十名とする。

（新設）

2| 法第五十条の二第一項本文及び第十項に規定する政令で定める場合は、信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託（以下この条において「対象信託」という。）の受益者の人数が前項に規定する人数以上となる場合又は次の各号（法第五十条の二第十項に規定する政令で定める場合にあつては、第二号を除く。）のいずれかに該当する場合とする。

一 当該対象信託をしようとする者が次に掲げる者に当該対象信託の利益を享受させる目的をもつて当該対象信託をしようとする場合において、その者の人数が前項に規定する人数以上となるとき。

イ 当該対象信託の受益権の取得又は保有を目的とする組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）の組合員又は組合員とならうとする者

ロ 当該対象信託の受益権の取得又は保有を目的とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）の匿名組合員又は匿名組合員とならうとする者

ハ 当該対象信託の受益権の取得又は保有を目的とする投資事業

有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）の有限責任組合員又は有限責任組合員とならうとする者

二 当該対象信託の受益権の取得又は保有を目的とする有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）の組合員又は組合員とならうとする者

ホ 有価証券（その取得者の保護を確保することが必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）の取得者又は取得者とならうとする者

二 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託以外に、信託の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法その他の事情からみて、当該対象信託と同一の内容の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託（以下この条において「同一内容信託」という。）をしている場合において、次に掲げる合計数のいづれかが前項に規定する人数以上となる場合（前号に掲げる場合を除く。）

イ 当該対象信託の受益者の人数と当該同一内容信託の受益者の人数との合計数

ロ 当該対象信託の受益者の人数と当該同一内容信託の利益を前号イからホまでに掲げる者（以下この号において「利益享受組合員等」という。）に享受させる目的をもつて当該同一内容信託

託をしている場合における当該利益享受組合員等の人数との合計数

ハ 当該対象信託の利益を利益享受組合員等に享受させる目的をもって当該対象信託をしようとする場合における当該利益享受組合員等の人数と当該同一内容信託の利益を利益享受組合員等に享受させる目的をもって当該同一内容信託をしている場合における当該利益享受組合員等の人数との合計数

三 次のいずれかに該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

イ 当該対象信託の受益権の個数が五十以上となる場合（あらかじめ定められた方法に従った受益権の譲渡以外の譲渡ができない旨が当該信託行為において定められている場合において、当該方法に従った受益権の譲渡がされることにより受益者の人数が前項に規定する人数以上となることのないときを除く。ロに  
おいて同じ。）

ロ 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託以外に、同一内容信託をしている場合における当該同一内容信託の受益権の個数と当該対象信託の受益権の個数との合計が五十以上となる場合

ハ 当該対象信託の信託行為に受益権の分割を禁止する旨の定めがない場合（あらかじめ定められた方法に従った受益権の分割以外の分割ができない旨が当該信託行為において定められている場合において、当該方法に従った受益権の分割がされること

により受益者の人数が前項に規定する人数以上となることがないとき及びひいに掲げる場合を除く。）

(適用除外)

第十五条の三 法第五十条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 中小企業金融公庫が中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第二十五条の四第一項第一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

二 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第三十六条又は第三十七条第一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

三 独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十一条又は第二十二条第一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

四 特定金銭債権（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第一条第一項に規定する特定金銭債権をいう。）の管理又は回収を行う者がこれらの行為に付随して管理する金銭その他これに類する財産（以下「金銭等」という。）を信

(新設)

託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

五 弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に付随して管理する金銭等その他委任契約における受任者がその行う委任事務に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合（前号に掲げる場合を除く。）

六 請負契約における請負人がその行う仕事に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

七 他の者に代わり金銭の收受を行う者が当該契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合（前三号に掲げる場合を除く。）

八 前各号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

（法第五十条の二第一項の登録に係る最低資本金の額）

第十五条の四 法第五十条の二第六項第一号に規定する政令で定める金額は、三千万円とする。

（信託財産に属する財産に関する事項の調査を行う者）

第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

（新設）

（新設）

- 
- ― 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
  - ― 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、
  - ― 法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をするこ
  - ― とができない者
  - 弁護士法人にあつては、次に掲げる者
    - ― その社員のうちにイ に掲げる者がある者
    - ― 弁護士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定によ
    - ― る調査に係る業務をすることができない者
  - 二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第
  - ― 十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同
  - ― じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外の者
  - イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
    - ― 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
    - ― 公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定
    - ― による調査に係る業務をすることができない者
  - 監査法人にあつては、次に掲げる者
    - ― その社員のうちにイ に掲げる者がある者
    - ― 公認会計士法の規定により、法第五十条の二第十項の規定
    - ― による調査に係る業務をすることができない者
  - 三 税理士又は税理士法人であつて、次に掲げる者以外の者
  - イ 税理士にあつては、次に掲げる者
    - ― 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人
    - ― 税理士法（昭和二十六年法律第百三十七号）の規定によ
-

り、法第五十条の第二十項の規定による調査に係る業務を  
することができない者

ロ 税理士法人にあつては、次に掲げる者

― その社員のうちにイ に掲げる者がある者

― 税理士法の規定により、法第五十条の第二十項の規定によ  
る調査に係る業務をすることができない者

四 不動産鑑定士であつて、次に掲げる者以外の者（信託財産が不  
動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利を  
いう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信  
託の受益権の場合に限る。）

イ 法第五十条の第二一項の登録を受けた者の役員又は使用人

ロ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五  
十二号）の規定により、法第五十条の第二十項の規定による調  
査に係る業務をすることができない者

五 弁理士又は特許業務法人であつて、次に掲げる者以外の者（信  
託財産が知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条  
第二項に規定する知的財産権（以下この号において同じ。）及び  
知的財産権のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

― 法第五十条の第二一項の登録を受けた者の役員又は使用人  
― 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法  
第五十条の第二十項の規定による調査に係る業務をすることが  
できない者

□ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

— その社員のうちにイ に掲げる者がある者

— 弁理士法の規定により、法第五十条の二十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

六 前各号に掲げるもののほか、信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(信託受益権販売業者の登録の更新の手数料)

第二十条 (略)

2 前項の手数料の納付については、第七条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第八条第一項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」とあるのは「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

第二十七条 法第七十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。

一 法第八条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(、法第五十条の二十第三項及び第五十四条第三項の規定による登録の申請書の受理

(信託受益権販売業者の登録の更新の手数料)

第二十条 (同上)

2 前項の手数料の納付については、第七条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第八条第一項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」とあるのは「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。

(信託会社等に関する権限の財務局長等への委任)

第二十七条 法第七十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。

一 法第八条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)(及び第五十四条第三項の規定による登録の申請書の受理

二 法第九条第一項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項、第五十条の二第八項、第五十四条第九項及び第五十六条第三項の規定による登録並びに法第七条第三項の規定による登録の更新

三 法第九条第二項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第九項及び第五十四条第十項の規定による公衆への縦覧

四 法第十条第一項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第六項及び第五十四条第六項の規定による登録（法第七条第三項の登録の更新を含む。）の拒否

五（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号及び第七号（管理型信託会社に係るものを除く。）に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～六（略）

七 法第四十三条の規定による命令

八 法第四十五条第一項及び第六十条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

二 法第九条第一項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項、第五十四条第九項及び第五十六条第三項の規定による登録並びに法第七条第三項の規定による登録の更新

三 法第九条第二項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条第十項の規定による公衆への縦覧

四 法第十条第一項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条第六項の規定による登録（法第七条第三項の登録の更新を含む。）の拒否

五（同上）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号から第十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～六（同上）

七 法第四十三条、第四十四条第二項及び第五十九条第二項の規定による命令

八 法第四十四条第一項及び第五十九条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令並びに法第四十五条第一項及び第六十条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

九 法第四十八条の規定による公告（法第四十四条第一項又は第五十九条第一項の規定による法第三条又は第五十二条第一項の免許の取消しの処分に係るもの並びに第四十四条第一項及び第五十九条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）

十 法第四十九条第一項（法第四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第五十八条第四項の規定による申立て及び法第四十九条第二項（法第四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第六十二条第二項の規定による催告

十一～十三（略）

3 前項第六号に掲げる権限（同項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）で信託会社等の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託会社等とその業務に関して取引をする者又は当該信託会社等を子会社（法第五条第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行つことができる。

九 法第四十八条の規定による公告（法第四十四条第一項又は第五十九条第一項の規定による法第三条又は第五十二条第一項の免許の取消しの処分に係るものを除く。）

十 法第四十九条第一項（法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十七条及び法第四十九条第三項（法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第四十九条第一項の規定による請求

十一～十三（同上）

3 前項第六号に掲げる権限（前項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）で信託会社等の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託会社等とその業務に関して取引をする者又は当該信託会社等を子会社（法第五条第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行つことができる。

4～6 (略)

(信託会社の主要株主に関する権限の財務局長への委任)

第二十八条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条、次条及び第三十条第一項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつてはその住所又は居所とし、外国会社であつて本店又は主たる事務所が外国にある場合にあつては国内における営業所の所在地。次条第一項において同じ。）を管轄する財務局長に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条及び第三十条第一項において同じ。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二一 (略)

2～5 (略)

(信託会社の委託先に関する権限の財務局長への委任)

第二十九条 法第四十二条第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査は、居住者に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

4～6 (同上)

(信託会社の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第二十八条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつては、その住所又は居所とし、外国会社であつて本店又は主たる事務所が外国にある場合は、国内における営業所とする。）を管轄する財務局長に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第一項において同じ。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二一 (同上)

2～5 (同上)

(新設)

2| 前項に掲げる権限は、同項に規定する財務局長のほか、信託会社の本店の所在地を管轄する財務局長も行つことができる。

3| 第一項に掲げる権限のうち、法人である居住者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる営業所等」という。）における質問及び立入検査の権限は、第一項及び前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長も行つことができる。

（同一の会社集団に属する者の間における信託の受託者に関する権限の財務局長への委任）

第三十条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者である法第五十一条第一項の信託の受託者に関するものにあつては当該受託者の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である同項の信託の受託者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(信託契約代理店に関する権限の財務局長への委任)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

（同一の会社集団に属する者の間における信託の受託者に関する権限の財務局長等への委任）

第二十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者である法第五十一条第一項の信託の受託者に関するものにあつては当該受託者の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である同項の信託の受託者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～三 (同上)

2・3 (同上)

(信託契約代理店に関する権限の財務局長等への委任)

第三十条 (同上)

2・3 (同上)

(信託受益権販売業者に関する権限の財務局長への委任)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(信託受益権販売業者に関する権限の財務局長等への委任)

第三十一条 (同上)

2・3 (同上)